

告示

埼玉県収用委員会告示第三号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、次のとおり、収用の裁決手続の開始を決定したので公告する。

令和五年九月八日

埼玉県収用委員会会長 久保村 康史

一 事件番号

埼玉県収用委員会令和五年度第二号

二 起業者の名称及び所在地

東日本高速道路株式会社 代表取締役社長 由木 文彦

東京都千代田区霞が関三丁目三番二号

三 事業の種類

草加都市計画道路事業一・三・二号高速外環状道路

四 裁決手続の開始を決定した土地

所在 埼玉県八潮市大字八條字入谷

地番 五百五番一

地目 登記簿 田

現況 雑種地

地積 登記簿 千百三十九平方メートル

実測 千百三十九・一五平方メートル

五 土地所有者の名称及び所在地

株式会社H・Sホールディングス 代表取締役 播磨 義人

東京都清瀬市旭が丘六丁目九百四十一番地五十七

六 土地に関して権利を有する関係人の名称、所在地及びその権利の種類

株式会社TOBURIサイクル 代表取締役 上野 明

埼玉県八潮市大字八條千六百十番九ミノルビル二〇二号室

使用借権

七 裁決手続の開始を決定した日

令和五年九月六日